

法 指第1283号
平成21年10月7日

各 法人代表者 様

大阪府福祉部地域福祉推進室長

住宅地等における農薬使用に係る通知の周知等について

標記について、農林水産省近畿農政局消費・安全部安全管理課長より8月28日付け、大阪府環境農林水産部農政室推進課長より9月15日付けで事務連絡がありましたのでお知らせします。

なお、農薬の使用に際して不明な点がありましたら大阪府病虫害防除所（羽曳野市尺度442 TEL 072-958-6551）へご相談ください。

【参考】

大阪府環境農林水産部農政室推進課ホームページ
(住宅地等における農薬使用について)

<http://www.pref.osaka.jp/nosei/syokunoanzen/jyutakutituuti.html>

(連絡先)

福祉部地域福祉推進室

法人指導課 監理 G

TEL 06 - 6944 - 6663

FAX 06 - 6944 - 1982

事務連絡
平成 21 年 9 月 15 日

各部主管課長 様
教育委員会教育総務企画課長 様
警察本部総務課長 様

環境農林水産部農政室推進課長

住宅地等における農薬使用に係る通知の周知等について（通知）

「住宅地等における農薬使用について」（平成 19 年 1 月 31 日付け農林水産省消費・安全局長及び環境省水・大気環境局長連名通知）については「府庁舎及び所管施設等における農薬使用について」（平成 21 年 7 月 29 日付け農推第 1 5 9 2 号）により、既に貴部関係庁舎等への周知をお願いしているところですが、このほど農林水産省近畿農政局消費・安全部安全管理課長より別添の通知がされました。

ついでには、貴部関係庁舎、所管施設のみならず、農薬の使用について考えられる貴部関係団体、一般事業者等への周知についてもご配慮いただきますよう、よろしくお願い致します。

なお、農薬の使用に際して不明な点がありましたら大阪府病虫害防除所（羽曳野市尺度 442 tel072-958-6551）へご相談ください。

また、周知啓発用の資料としてリーフレット「農薬飛散による被害を防ぐために」が必要な場合は、若干残部がありますのでご連絡いただくとともに、府域団体における会合、研修会等で内容説明が必要な場合は農政室推進課地産地消推進グループまでご相談いただきますようお願い致します。

【貴部、委員会の所管課等への本通知の周知は、お手数ですが貴課よりお願い致します】

担当	農政室推進課 地産地消推進グループ
電話	06-6941-0351（内 2738/2739）
FAX	06-6943-1907



事務連絡

平成 21 年 8 月 28 日

府県 農業担当課長 様
政令指定都市 農業担当課長 様

農林水産省近畿農政局消費・安全部
安全管理課長

住宅地等における農業使用に係る通知の周知等について

日頃から、農林水産行政とりわけ、農業の適正使用の指導等にご尽力いただき、誠に有り難うございます。

農業の危害防止については、「住宅地等における農業の使用について」（平成 19 年 1 月 31 日付け 18 消安第 11607 号・環水大土発第 070131001 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知、以下「住宅地等通知」という。）及び「平成 21 年度農業危害防止運動の実施について」（薬食発第 0526001 号・21 消安第 1135 号、厚生労働省医薬食品局長、農林水産省消費・安全局長通知）によりその推進をお願いしているところです。

しかしながら、当方で把握している最近の事例では、

○周辺住民の方から、「事業者（農林業従事者以外）が、周辺に周知をしないで農業散布を行った。問い合わせたところ、事業者が、住宅地等通知を知らなかった。」

○一般住民の方から、「ある府県・政令指定都市の複数の出先機関において住宅地等通知を知らなかった。周知すべきではないか。」

といったご意見、お問い合わせ等がみられます。

貴職におかれては、もとより、これら通知の周知について取り組まれているところとは存じますが、農業使用の指導をするべき自治体が、「住宅地等通知を知らない」というお答えを一般住民の方にされることがありましたら、自治体としての取組姿勢を疑われることが懸念されます。

また、農林業従事者以外の一般事業者、住民（家庭菜園等）も農業使用の可能性があり、指導の対象として含める必要があります。

このため、下記の点に御配慮をいただき、農業の適正使用の指導に万全を期していただきますようお願いいたします。

記

- 1 貴自治体において、農業を自ら使用する、または農業使用を指導する等関係する部署、出先機関にあつては、住宅地等通知をよく了知いただくこと。
- 2 貴自治体において、農業適正使用や住宅地等通知に関する研修会開催、パンフ・チラシの配布、回覧等を実施される場合にあつては、農林業従事者の他、農業散布を行うと考えられる主体にも幅広く周知を図ること。
- 3 農業使用者が、散布等に当たり周知をしなかった等の情報があった場合には、住宅地等通知の内容を説明し、事前周知するよう指導すること。